

令和8年5月 時津町農業委員会総会

1. 日 時 令和8年5月25日（月曜日）10時～10時30分

2. 場 所 時津町役場第二庁舎2階会議室

3. 参加者

○農業委員（11名）

1 番 朝長 克二

2 番 吉川 博美

3 番 坂本 敬治

4 番 小嶋 栄一

5 番 高橋 達男

6 番 溝上 勝也

7 番 池田 稔

8 番 濱田 信

9 番 渡辺 洋一

10 番 水口 直喜

11 番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（2名）

1 番 岳田 稔人

2 番 溝上 直美

3 番 植田 秀之（欠席）

○事務局（2名） 成富 義徳 一瀬 良平

4. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について 11番 辻 文美 1番 朝長 克二

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-6号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-7号）

日程第4 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号1-8号）

日程第5 議案第4号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況

日程第6 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（受付番号1-3号）

報告第2号 非農地通知証明願（受付番号1-4号）

議事録

○議長 皆さん、おはようございます。本日の出席委員は農業委員11名、推進委員2名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和8年5月農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は会議規則第14条の規定に基づき、11番辻委員、1番朝長委員を指名いたします。日程第2、議案第1号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は久留里郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は久留里郷〇〇、〇〇さんと西海市西彼町小迎郷〇〇、〇〇さん、農地は久留里郷〇〇ほか1筆、地目は畑、地積合計は318㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲渡人は高齢かつ後継者がいないためと、譲受人から相談があったため、譲受人は規模拡大のためです。農作業従事者は3名で従事日数は合計で500日、借入後の経営面積は938㎡です。2ページ以降は許可申請書と添付書類です。5ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段1-2(1)のとおりです。今回取得する農地318㎡には野菜を作付予定としております。農作業従事者数は(3)をご覧ください。経営主である本人と世帯員2名の3名です。詳細は6ページ中段の4をご覧ください。本人と妻と子の3人であわせて年間500日農業に従事します。7ページをご覧ください。上段「6周辺地域との関係」は周辺の農地への影響はありません。下段「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同利用施設の取り決めや獣害被害対策を行うこととしています。8ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。9、10ページは位置図です。農地は〇〇の南西側付近です。11ページは現況写真です。議案第1号の説明は以上です。

○議長 議案第1号についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第1号は許可するこ

といたします。日程第3、議案第2号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第2号について説明いたします。15ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。賃借人は西時津郷〇〇、〇〇さん、賃貸人は西時津郷〇〇、〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は畑、地積は770㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。賃貸借権の設定で設定期間は5年、申請理由は、賃借人は規模拡大、賃貸人は規模縮小です。農作業常時従事者は2名、借入後の経営面積は770㎡です。16ページ以降は許可申請書です。18ページをご覧ください。賃借人の作付予定作物は上段1-2(1)のとおりです。今回取得する農地770㎡にはとうもろこしを作付予定としております。農作業従事者数は(3)をご覧ください。経営主である本人と世帯員1名の2名です。詳細は19ページ中段の4をご覧ください。本人と妻の2人であわせて年間200日農業に従事します。20ページをご覧ください。上段「6周辺地域との関係」は周辺農地と同様の栽培方法を行うため周辺農地への影響はありません。下段「7地域との役割分担の状況」は周辺農家と協力して共同利用施設の取り決めを遵守、維持管理、獣害被害対策を行うこととしています。21ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。22、23ページは位置図と現況写真です。農地は〇〇の西側付近です。24ページは契約書の写しです。令和8年5月25日から5年間の賃貸借契約で賃貸借料は年額1,000円です。議案第2号の説明は以上です。

○議長

議案第2号についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第2号は許可することといたします。日程第4、議案第3号について事務局は説明をお願いします。

○事務局

議案第3号について説明いたします。27ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請です。譲受人は日並郷〇〇、〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇、〇〇さん、農地は日並郷〇〇ほか1筆、地目は田と畑、地積合計は934㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。売買による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理

由は、譲渡人は規模縮小、譲受人は規模拡大です。農作業従事者は6名で従事日数は合計で700日、譲受後の経営面積は2,517㎡です。28ページ以降は許可申請書と添付書類です。30ページをご覧ください。譲受人の作付予定作物は上段1-2(1)のとおりです。今回取得する農地934㎡には、きくらげとアボカドを作付予定としております。農作業従事者数は(3)をご覧ください。経営主である本人と世帯員5名の6名です。詳細は31ページ中段の4をご覧ください。本人と世帯員の6人であわせて年間700日農業に従事します。32ページをご覧ください。上段「6周辺地域との関係」は周辺農地と同様の栽培方法で行うため周辺農地への影響はありません。下段「7地域との役割分担の状況」は農業の維持発展のため共同施設維持管理や獣害被害対策に関し周辺農家と協力することです。33ページをご覧ください。「農地法その他の農業に関する法令の遵守状況」ですが、関係法令の違反はありません。34、35ページは位置図と現況写真です。農地は〇〇付近です。36ページは売買契約書です。売買価格は50万円です。議案第3号の説明は以上です。

○議長 議案第3号についてご質問、ご意見はありませんか。私からひとつ。譲受人は、きくらげは以前からされていたと思うが、経営面積はどのようになるのか。

○事務局 譲受人は、これまで1,583㎡できくらげを栽培されていましたが、今回の新たな農地934㎡でも、きくらげと、それに加えてアボカドも栽培される予定です。

○議長 ほかにありませんか。ないようでしたら議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第3号は許可することといたします。日程第5、議案第4号について事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第4号について説明いたします。38ページをご覧ください。令和7年度最適化活動の評価についてです。まず、「I 農業委員会の状況」ですが令和7年4月1日時点の農業委員会の体制、農家、農地等の概要を記載しています。39ページ以降は「II 最適化活動の実施状況」です。まず、「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」ですが、①は令和7年度当初の状況です。担い手への農地の集積率は36.

8%となっており、②の目標としましては令和7年度末に集積率39.3%を目標としていました。③が実績ですが、令和7年度末の集積率は38.9%で目標に対する達成状況は99.0%でございました。こちらは、農地面積が減少したことで担い手への集積面積が増加したことにより、集積率も増加しております。「農業委員会の点検結果」としましては、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」としております。次に「(2) 遊休農地の発生防止・解消」ですが、①は令和7年度当初の状況です。緑区分の遊休農地面積は92haです。緑区分は草刈りなどで再生可能な遊休農地、黄区分は基盤整備等で再生可能な農地で、本町では黄区分の遊休農地は0としております。②は目標ですが、令和3年度の緑区分遊休農地面積の1/5で15haです。次に40ページの③実績としましては④に記載していますが、緑区分の遊休農地が93haに増加していますので解消面積は0ha、目標の達成状況も0%でございました。「農業委員会の点検結果」としましては「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」としてあります。次に「(3) 新規参入の促進」ですが、①の現状は令和7年度の目標設定時の過去3年間の新規参入の実績と平均です。②の目標は過去3年間の権利移動面積の平均の1割の0.3haとしていましたが、次に41ページの③が実績ですが0haとなっています。「農業委員会の点検結果」は「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」としてあります。次に「2 最適化活動の活動目標」ですが「(2) 活動強化月間の設定」の①の目標を年2回としていましたが、②の実績も年2回で目標どおり取り組みを行っています。次に42ページ、「(3) 新規参入相談会への参加」について①の目標を年1回としていましたが、②の実績としましては、新規参入相談会への参加はありませんでした。「農業委員会の点検結果」は「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」としてあります。最後に【推進委員等の点検・評価結果】ですが、農地の集積以外は目標を下回る結果となっていますので、「目標の達成状況の評語」につきましては、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」としてあります。次に43ページ、「Ⅲ事務の実施状況」です。「1 総

会、部会の開催実績」ですが、令和7年度は毎月、年12回総会を開催しております。「2農地法第3条に基づく許可事務」については処理件数11件のうち許可が11件で、標準処理期間は14日、処理期間の平均も14日、総会開催日、申請書締切日とも公表しています。「3農地転用に関する事務」は処理件数6件のうち許可相当が6件で、標準処理期間、処理期間の平均ともに14日でした。「4違反転用の対応」は管内農地面積187ha、違反転用面積は0haとしております。解消実績は記載していませんが、相談があった際、随時、解消方法などを検討し、違反転用の解消に取り組んでいます。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長 議案第4号についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。賛成多数と認めます。よって議案第4号は原案どおり決定することといたします。日程第6、報告事項が2件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、44ページをご覧ください。農地法第5条の規定による届出、権利移動を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は長崎市岡町〇〇、〇〇さん、譲渡人は長崎市金堀町〇〇、〇〇さん、農地は浜田郷〇〇ほか2筆、地目は畑、地積合計は1,796㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。45ページは届出書です。「3権利を設定移転する契約内容」は売買による所有権の移転です。「4転用計画」は、工事着工は令和8年5月頃、工事完了は着工後6カ月以内の予定です。施設の概要は、木造瓦葺2階建居宅5棟で分譲予定です。「5被害防除施設の概要」は近傍に農地はないので、被害防除の必要はないとのことです。46～48ページは仮換地指定通知です。49ページ以降は仮換地案内図、仮換地明細図です。農地は〇〇の西側付近です。52ページは現況写真です。現在、空地の状態です。53、54ページは、土地利用計画平面図です。〇〇に4棟、〇〇に1棟建設予定です。

次に報告第2号ですが、57ページをご覧ください。非農地通知証明願です。願出人は北九州市八幡西区萩原〇〇、〇〇さん、農地は野田郷〇〇、地目は畑、面積は358㎡です。こちらは平成28年10月13日付で非農地通知書を発出していましたが、紛失したため証明願が提出されております。申請書提出日、証明日は令和8年5月1日です。59ページは位置図です。該当農地は〇〇の南西側、〇〇の西側付近です。以上で報告事項の説明を終わります

○議長

報告事項についてご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、報告を終わります。以上を持ちまして、本日の総会は閉会します。次回の総会は6月26日（金）午後4時30分から第二庁舎2階会議室で開催します。